○ 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)(抄)

(変更点は下線部)

現 行	改正案
別表 $1 \sim 3$ (略) 4 重度療養管理(1 日につき) 120 単位 注 (略) $5 \sim 17$ (略)	別表 1 ~ 3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) <u>123単位</u> 注 (略) 5 ~ 17 (略)